

市第 95 号議案 横浜市事務分掌条例の一部改正 (危機管理等に関する事務の移管について)

1 経過

先の東日本大震災を踏まえ、災害対策本部を支える危機管理室が、より迅速かつ的確な指揮命令を行い、全区局への統括機能を発揮できるようにする観点から、組織の見直しを検討してまいりました。

2 基本的な考え方

大規模災害等の危機事象の際には、これまで以上に各区局がより緊密に連携し、それぞれの役割を確実に果たす必要があります。そこで、危機管理をはじめ、神奈川県警察本部等との連絡調整や防犯業務の総括等、市民の安全に関する総合的な業務については、統括・調整機能をより発揮できる総務局へ移管します。

併せて、防犯灯の整備、維持管理や防犯に関する市民啓発等の定型的な地域防犯業務については、市民活動を総合的に支援する市民局に移管します。

これらによって、消防局は、消火・救助活動等初動対応に、より一層専念できる体制となります。

3 新旧対照表 (関係部分のみ抜粋)

旧	新	備考
総務局 (1) 議会に関する事項 (2) 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項 (3) 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項 (4) 他の局の主管に属しない事項	総務局 (1) 議会に関する事項 (2) <u>危機管理及び市民の安全に関する事項</u> (3) 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項 (4) 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項 (5) 他の局の主管に属しない事項	
市民局 (1) 市民活動及び区政に関する事項 (2) 広報、広聴、スポーツ及び人権・男女共同参画に関する事項	市民局 (1) 市民活動及び区政に関する事項 (2) 広報、広聴、スポーツ及び人権・男女共同参画に関する事項	※事務分掌は変更せず、地域防犯業務を移管
消防局 (1) <u>危機管理及び市民の安全に関する事項</u>		(削除)

※消防局は消防組織法に基づき、「横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例」により位置づけられていることから、今回の機構改革に伴って、横浜市事務分掌条例からは削除されます。